

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	名寄市

名寄市鳥獣被害防止計画 (第 5 次)

<連絡先>

担当部署名	経済部農務課農政係
所在地	名寄風連町西町 196 番地 1
電話番号	01655-3-2511
F A X 番号	01655-7-8080
メールアドレス	ny-noumu@city.nayoro.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道名寄市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	スイートコーン	0.15ha
	水稻	2.50ha (15.0万円)
	そば	2.50ha (15.0万円)
	大豆	0.05ha
エゾシカ	秋小麦	3.82ha (7.5万円)
	アスパラ	0.25ha
	南瓜	0.25ha
	スイートコーン	5.50ha (25.0万円)
	水稻	11.65ha (40.5万円)
	そば	9.15ha (47.5万円)
	大豆	0.20ha (0.5万円)
	玉ねぎ	0.10ha
キツネ	アスパラ	0.03ha
	スイートコーン	1.39ha (25.0万円)
	そば	0.75ha (15.0万円)
	大豆	0.05ha
	百合根	0.03ha
アライグマ	秋小麦	0.05ha
	アスパラ	0.03ha
	スイートコーン	1.59ha (30.0万円)
	水稻	0.25ha (5.0万円)
	そば	0.75ha (15.0万円)
	百合根	0.03ha
	合計	41.07ha (241.0万円)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【ヒグマ】

名寄市のほぼ全域において、冬季を除き年間を通して目撃情報が寄せられている。農業被害では、水稻・そばを中心に食害や踏み荒らし等の被害が発生しており、市民生活および農作業安全の観点からも、個体を引き寄せない対策と捕獲体制を強化し、重大な被害を未然に防ぐ必要がある。

【エゾシカ】

名寄市全域において、年間を通して農作物の食害、踏み荒らし等の被害が発生している。

【キツネ】

名寄市のほぼ全域において、冬季を除き年間を通して食害等の被害が発生している。また、畦畔に巣穴が掘られる等の被害も発生している。

【アライグマ】

名寄市の農村部を中心に食害等の被害が、ほぼ年間を通して発生している。

平成 24 年に市内で個体が初確認されてから、年々捕獲数が増加しており、令和元年度に 223 頭、令和 2 年度に 491 頭を捕獲している。被害の拡大を防止するため、捕獲（防除）体制を整備・強化する必要がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ヒグマ	30.0万円	21.0万円
エゾシカ	121.0万円	84.7万円
キツネ	40.0万円	28.0万円
アライグマ	50.0万円	35.0万円
被害金額合計	241.0万円	168.7万円
ヒグマ	5.20ha	3.64ha
エゾシカ	30.92ha	21.644ha
キツネ	2.25ha	1.575ha
アライグマ	2.70ha	1.89ha
被害金額合計	41.07ha	28.749ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【ヒグマ】 名寄市ヒグマ駆除隊（鳥獣被害対策実施隊）を組織し、鳥獣保護管理法第9条に基づいて銃器及び箱わなを用いた許可捕獲を実施しているほか、警察をはじめ関係機関と連携しながら目撃情報の収集及び注意喚起の発信に努め、重大な被害発生の防止にあたっている。</p> <p>【エゾシカ】 市、JA、猟友会、中山間組織等による対策協議会を組織し、鳥獣保護管理法第9条に基づく銃器及びくくりわなを用いた許可捕獲を実施している。 国の交付金、市の補助金等を活用して捕獲等実績に対する助成を実施し、担い手による捕獲等を推進している。</p>	<p>【ヒグマ】 猟友会の高齢化により、今後、銃器による捕獲等を実施できる担い手の不足が予想される。</p> <p>【エゾシカ】 猟友会会員の高齢化により、今後、銃器による捕獲等を実施できる担い手の不足が予想される。</p>

	<p>中山間事業等を活用し、被害区域における電気防護柵等の設置を支援している。</p> <p>【キツネ】 市、JA、猟友会、中山間組織等による対策協議会を組織し、鳥獣保護管理法第9条に基づく箱わな・散弾銃を用いた許可捕獲を実施している。</p> <p>【アライグマ】 名寄市長が外来生物法に基づく防除の確認を受け、防除従事者による箱わなを用いた防除を実施している。</p>	<p>【キツネ】 捕獲従事者の兼務による対応能力の不足が予想される。</p> <p>【アライグマ】 防除従事者間の連携強化、捕獲技術の向上が必要。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>中山間事業として、市内32箇所総延長19,531mの電気防護柵を整備。(令和元年度)</p> <p>中山間事業として、市内26箇所総延長6,700mの電気防護柵を整備。(令和2年度)</p> <p>中山間事業として、市内36箇所総延長7,080mの電気防護柵を整備。(令和3年度)</p>	
生息環境管理その他の取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【ヒグマ】

警察等関係機関との連携を強化し、目撃情報の収集と注意喚起に努めるほか、作物残渣と廃棄物（生ごみ等）の適正処理や林縁部の草刈り、電気防護柵の設置等により、ヒグマを農地及び住宅等に近づかせないための対策の周知徹底を図る。

名寄市ヒグマ駆除隊（鳥獣被害対策実施隊）による銃器及び箱わなを用いた許可捕獲を並行して実施する。

ICTを活用した効率的な生態調査・わなの運用について検討・実施する。

【エゾシカ】

引き続き協議会による銃器及びくくりわなを用いた許可捕獲を継続する。有害鳥獣焼却処理施設の運用を継続し、死骸の受け入れと適正な処理体制を維持する。国の交付金、市の補助金等を財源とする捕獲実施者に対する助成制度を継続する。

【キツネ】

協議会による箱わな・散弾銃を用いた許可捕獲を継続する。

【アライグマ】

外来生物法に基づく防除を継続する。防除従事者、防除用具ほか体制の拡充に努める。捕獲技術講習会を定期的で開催し、担い手の育成を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【ヒグマ】

名寄市ヒグマ駆除隊（鳥獣被害対策実施隊）を組織し、対象鳥獣捕獲員として25名以内を委嘱し、鳥獣保護管理法第9条に基づく銃器（ライフル銃・散弾銃）及び箱わなを用いた許可捕獲を実施する。

【エゾシカ】

協議会において実施し、猟友会会員の中から銃器による許可捕獲従事者を40～50名程度、わなによる許可捕獲従事者を10～20名程度指名し許可捕獲を実施する。

【キツネ】

協議会において猟友会会員及び協議会構成機関の中から許可捕獲従事者を5～10名程度指名し、許可捕獲を実施する。

【アライグマ】

名寄市長が外来生物法に基づく防除の確認を受け、防除従事者名簿を作成して箱わなによる防除を実施する。

防除従事者は協議会構成機関、農業者及びその他関係者の中から、防除実施計画の規定に基づき必要と認める数を名簿に登載する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	名寄市有害鳥獣焼却処理施設を運用し、死骸の受入・焼却処理を適切に実施する。
	アライグマ	被害の発生状況等に応じて捕獲技術講習会を開催する。
令和5年度	エゾシカ	名寄市有害鳥獣焼却処理施設を運用し、死骸の受入・焼却処理を適切に実施する。
	アライグマ	被害の発生状況等に応じて捕獲技術講習会を開催する。
令和6年度	エゾシカ	名寄市有害鳥獣焼却処理施設を運用し、死骸の受入・焼却処理を適切に実施する。
	アライグマ	被害の発生状況等に応じて捕獲技術講習会を開催する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ヒグマ】 捕獲計画数の設定はせず、出没情報及び被害発生状況から重大な被害発生を防止する観点から適切に対応する。
【エゾシカ】 過去の捕獲実績及び農業被害を考慮して設定する。
【キツネ】 過去の捕獲実績及び農業被害を考慮して設定する。
【アライグマ】 特定外来生物に指定されていることから、可能な限り捕獲（防除）をすることとし、捕獲計画等の設定はしない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	設定なし	設定なし	設定なし
エゾシカ	600頭	600頭	600頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【ヒグマ】 4月から12月までの期間、被害発生を未然に防止するため、又は、被害発生に応じて銃器及び箱わな設置による許可捕獲を実施する。
【エゾシカ】 4月から9月までの期間、被害発生に応じて銃器及びくくりわな設置による許可捕獲を実施する。 上記の期間、名寄市有害鳥獣焼却処理施設を運用し、死骸の受け入れ・焼却処理を適切に実施する。

【キツネ】

4月から9月までの期間、被害発生に応じて箱わな・散弾銃による許可捕獲を実施する。

【アライグマ】

被害発生に応じて、通年で箱わなの設置による防除を実施するほか、4月～6月の期間、前年度捕獲実績を有する地区及び地点を中心に、箱わなの設置による集中的な防除を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【ヒグマ】

4月から12月までの期間に捕獲を実施するが、対象鳥獣の危険性が高く、ライフル銃以外では実施隊員の生命に危険が及ぶため使用は必要である。

【エゾシカ】

4月から9月の期間に捕獲を実施するが、対象鳥獣は大型であり、周辺の状況を含めた判断の上、ライフル銃を使用する場合がある。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	電気防護柵設置	電気防護柵設置	電気防護柵設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	啓発普及活動、ホームページによる出没情報公開、注意喚起情報（看板等）の発信。 ヒグマが潜みやすい場所・林道の草刈りや爆音期の設置など、市街地に寄せ付けない対策の実施。	啓発普及活動、ホームページによる出没情報公開、注意喚起情報（看板等）の発信。 ヒグマが潜みやすい場所・林道の草刈りや爆音期の設置など、市街地に寄せ付けない対策の実施。	啓発普及活動、ホームページによる出没情報公開、注意喚起情報（看板等）の発信。 ヒグマが潜みやすい場所・林道の草刈りや爆音期の設置など、市街地に寄せ付けない対策の実施。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会	名寄市 関係機関との連絡調整 市民への広報、情報提供 消防、教育委員会へ情報提供及び協力要請 道北なよろ農業協同組合 農業者への広報、情報提供 巡回活動等協力 北海道猟友会名寄支部（名寄部会、風連部会） 巡回活動、捕獲等対応
名寄市ヒグマ駆除隊 （鳥獣被害対策実施隊）	巡回活動、捕獲等対応
北海道警察名寄警察署	現場整理、付近住民への広報

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

出沒情報——名寄市——ヒグマ駆除隊・住民への広報 ——名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会 ——森林管理署・森林組合など ——名寄警察署 ——消防・教育委員会・学校など
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【ヒグマ】 殺処分後の死骸は廃棄物として適正に処理する。
--

【エゾシカ】

名寄市有害鳥獣焼却処理において、適切に焼却処理する。

【キツネ】

適切な地点において放林する。殺処分の場合、死骸は廃棄物として適正に処理する。

【アライグマ】

殺処分後の死骸は廃棄物として適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ヒグマの一部については学術研究を目的に研究機関へ送付する場合がある。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
名寄市	構成機関の連絡調整、協議会の運営等
道北なよろ農業協同組合	協議会の運営、被害状況調査等
北海道猟友会名寄支部	捕獲等実施、被害の予防保全活動
風連地域中山間地域集落	協議会の運営協力
中山間名寄地域集落	協議会の運営協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
名寄警察署	非常時協力、情報交換
上川北部森林管理署	情報交換
北海道上川総合振興局	情報交換

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名寄市ヒグマ駆除隊
名寄市長が、北海道猟友会名寄支部から推薦を受けた25人以内を委嘱し、市職員とともに駆除隊を構成する。
隊は隊長、副隊長が総括し、銃器3班、わな2班編成として各班に班長を置いて任務にあたる。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

北海道及び近隣市町村との情報交換を適切に実施する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特記事項なし。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。